

事業内容仕様書

旭川市新庁舎売店運営事業の事業内容については、本仕様書に定めるところによる。

1 施設の概要

(1) 運営場所

旭川市7条通9丁目48番地（現総合庁舎横）

新庁舎内1階南側角（永隆橋通側） ※別紙「新庁舎1階図」参照

(2) 売店の面積等

売店 104.23㎡ 準備室 12.71㎡ 機械室 12.15㎡

合計 129.09㎡

店内に専用トイレは施工しないため、庁舎内のトイレを利用することになる。
ただし、事業者の負担により専用トイレを施工することは可能である。
また、利用者専用の駐車場はないが、商品等搬入のための車両を止める場所は確保している。

(3) その他

同フロアにレストランを設置し、食事の提供を行うとともに、各フロアへの弁当、パン等の出張販売を予定している。

2 施設の用途

新庁舎における売店の運營業務全般（商品の仕入れ、販売等）

3 運営に関する条件

(1) 営業期間

令和5年11月6日の新庁舎の供用開始予定日から令和10年3月31日までとする。

(2) 営業日及び営業時間

ア 営業日は、市役所の開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 [12月30日から1月4日]までを除く日）を基本とする。ただし、売店は利用客が屋外から直接入出店ができる構造で、土曜日、日曜日等の営業が可能であり、土曜日、日曜日等の営業を希望する場合は、本要領で定める企画提案書等にその旨を記載し提案すること。

イ 営業時間は、午前8時から午後6時までの営業を基本とする。ただし、職員の時間外勤務（平日17時30分以降）等に対応するため、時間を延長して営業する考えがある場合は、本要領で定める企画提案書等にその旨を記載し提案すること。

※プロポーザル実施要領の第10 企画提案の審査方法及び評価基準 3 審査項目及び評価基準 (3) 運営方法の加点対象とする。

(3) 引渡し，設置工事等

新庁舎の貸付部分の引渡しは令和5年9月上旬を予定している。設置に伴う建築工事，電気給排水等の設備工事等については，工事開始前に市及び福利厚生会と設計及び施工上の協議を行い，確認を受けた上で着工すること（別紙「工事引渡し時の状況」を参照のこと。）。

(4) 販売品目等

売店で取り扱う商品は，以下を最低限の条件として販売を行うこと。

ア 販売必須品目

- ① 弁当，おにぎり，麺類，パン，菓子類等，飲料
- ② 文房具，日用品，切手，収入印紙・証紙

イ 市のシティプロモーションの取組の次の事項に，可能な範囲で協力すること。

- ① 市の地場産品を販売すること。
- ② 市の公式キャラクターグッズを販売すること。
- ③ 市が主催や支援するイベントチケット類等を販売すること。
- ④ 市の観光・イベントの宣伝に協力すること。

上記①～④についての協力の可否については，企画提案書その2（様式第4号-2）の(12)アピールポイントに記入すること。

ウ 酒類

原則，販売を認めない。ただし，本市イベントへの協力や贈答用の旭川の地酒の販売等で福利厚生会が特に認めた場合は，この限りでない。

エ 販売禁止品目

北海道青少年健全育成条例（昭和30年4月2日条例第17号）の規定に抵触する有害図書類等

オ その他

市指定のごみ袋・粗大ごみシールの取扱いに協力すること。

オについての協力の可否は，企画提案書その2（様式第4号-2）の(12)アピールポイントに記入すること。

なお，これらのほか，市から依頼があった商品等の販売等については，福利厚生会と事業者との協議の上決定する。

[参考数値等]

①新庁舎売店に係る職員アンケート調査の結果（R4.9月実施）

- 対象者 正職員，再任用職員，会計年度任用職員，その他職員
(R4.9.30現在 正職員2,989人，会計年度任用職員2,192人)
- 回答者数 803人 回答率15.5%
(回答割合：正職員747人，会計年度44人，再任用9人，その他3人)
(性別割合：男性520人，女性269人，無回答・未回答14人)

(年代割合：20代 80人，30代 187人，40代 307人，50代 202人，60代以上 20人，無回答 7人)

(各庁舎割合：現総合庁舎 264人，第二庁舎【動物愛護センター含む】 183人，第三庁舎【保健所棟含む】 124人，セントラル旭川ビル【教育委員会】 37人，レンガビル【新型コロナ担当】 13人，水道局庁舎【農政部，農業委員会含む】 43人，市立旭川病院 6人，その他 133人)

■主な内容

○売店（各庁舎にある売店含む）を週何日くらい利用するか。

⇒「週2～3日程度（189人）」が一番多く，次いで「ほぼ毎日（182人）」，「週1日程度（140人）」，「ほとんど利用しない（292人）」の順。

売店を週1回以上利用する人の割合は64%。

○売店を利用した場合，主に購入するものは【複数回答】。

⇒飲料（693人）が一番多く，次いで昼食〔弁当，おにぎり，パン，麺類等〕（451人），軽食〔菓子等〕427人，身の回り品〔ティッシュ，歯磨きなど〕113人，夕食〔弁当，おにぎり，パン，麺類等〕（109人），交通チケット（68人），切手・印紙類（66人）などの回答。

半数以上（451人）が昼食の購入に利用。

○売店にない商品で取扱いを希望する，若しくは品揃えの充実を希望するものは。

⇒主なものとして，コンビニ支払い，宅配便受け取り，クリーニング，チケット発行（コンサート等）取扱い，ドリップコーヒー，スイーツ，サンドウィッチ，安心な材料から作られている美味しいお菓子，カットフルーツ，夜食としてとれるような軽食（おにぎり，サンドウィッチ，サラダ等），文房具類（シャープペンの芯，消しゴム，ホチキス等），スマホ充電，パソコンケーブルなどの回答。

○営業時間は8時～18時を想定しているが，閉店の希望時間は。

⇒18時（541人）が一番多く，次いで19時（173人），20時（75人）の順。

その他等（14人）では，4人が24時間営業希望と回答。

○回答者803人のうち，週に1回でも昼食を売店で購入する人は176人（21.9%）で，平均利用回数は2.2回。また，176人のうち，毎日，売店で昼食を購入する人は22人で，売店を利用する人の12.5%。また，週5日の昼食のうち，売店・食堂を利用する人は18%。

[出張販売について]

○パンや弁当など各フロアでの外部業者による出張販売について，希望の品目は。

⇒パン類（506人），次いで弁当（443人），特に無い（195人）の順。その他（24人）では，単品惣菜，デザート，野菜類，お菓子や果物，夏場のアイス，

おにぎり，サンドウィッチなどの回答。

- ・パンなどの外部業者による出張販売について，来庁頻度の希望は。
⇒「週3回程度来てもらいたい（228人）」，次いで「毎日販売に来てもらいたい（212人）」，「特に必要ない（175人）」，「週1回程度来てもらいたい（166人）」の順。その他等（22人）では，金曜日のご飯物を厚めに，曜日ごとに様々な店の品を販売，庁舎前でのキッチンカー販売などの回答。

（5）店内調理

揚げ物等の店内調理による商品で，庁舎内に匂いが流入・拡散する商品の販売は不可とする。ただし，匂いが流入・拡散しないよう換気設備の整備など，事業者の責任と負担により十分な対策がとれればこの限りでない。

（6）コピー機の設置

設置は必須ではない。設置の可否及び設置不可の場合はその理由について，本要領で定める企画提案書に記載すること。なお，設置場所は売店内とする。

※プロポーザル実施要領の第10 企画提案の審査方法及び評価基準 3 審査項目及び評価基準（7）商品及びサービス内容の加点対象とする。

- ・令和3年度実績 月平均523枚

（7）証明写真機の設置

設置は必須ではない。設置の可否及び設置不可の場合はその理由について，本要領で定める企画提案書に記載し提案すること。なお，設置場所は，庁舎1階に設置予定のATM横スペース（7.90㎡）を使用することができる。ただし，この場合は使用料を徴収する。

[参考数値]

- ・市の行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年4月1日条例第18号）に基づき，算定した月額使用料：8,250円（税抜）
- ・令和3年度実績 月平均83枚

※プロポーザル実施要領の第10 企画提案の審査方法及び評価基準 3 審査項目及び評価基準（7）商品及びサービス内容の加点対象とする。

（8）看板等の配置

看板等の色彩及び配置については，景観等への配慮が必要なため，市及び福利厚生会と協議すること。

（9）改修工事等

ア 事業者は，売店の改修工事，大規模修繕その他原形を変更する行為を行う場合は，事前に市及び福利厚生会の承認を得ること。

イ 外線電話等を設置する場合は市及び福利厚生会と協議すること。なお，外線電話等の工事費用，通信機器，通信料等は事業者が負担すること。

(10) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる許可、免許等を受け、又は届出その他の必要な手続をすることは、全て事業者の責任と負担において行うこと。

(11) 商品の仕入れ及び管理

仕入れ商品については、安全性を重視し、信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品に起因する事故等については、市及び福利厚生会は責任を負わないものとする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、特に食品については、適温管理を行い鮮度・品質保持に努めること。

(12) 衛生管理

事業者は、売店における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題が発生した場合は、直ちに福利厚生会に報告の上、全て事業者の責任と負担において対処すること。

(13) 商品の搬入

商品の搬入時間及び経路は市の指示に従って行い、来庁者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。

(14) 廃棄物の処理

仕入れ商品から発生した包装等の廃棄物の処理については、事業者の責任で行い、処理費用を負担すること。このほか廃棄物の処理に関しては、市の指示等に従うこと。

また、庁舎敷地内は全面禁煙のため、売店内外ともに灰皿を設置しないこと。

(15) 従業員の配置体制等

ア 事業者は店内に責任者を置き、その者を福利厚生会との対応担当者とする。

イ 事業者は、営業開始時及び従業員に変更があった場合は、名簿を提出すること。

ウ 従業員はユニフォーム、名札を着用すること。

エ 従業員の接遇研修を行うなどにより、常に良好なサービスの提供に努めること。

オ 従業員の日々の健康について留意し、定期健診等を実施すること。

カ 事業者従業員用の駐車場、休憩室の用意はないので留意すること。

(16) 要望等への対応

利用者からの要望（市、福利厚生会からのものを含む）やクレームには、事業者が責任を持って対応すること。

(17) 個人情報の取扱い

事業者は、業務上知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏えいしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理に努め、必要な措置を講ずること。

(18) 施設の管理

ア 事業者は、善良な管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。

イ 事業者は、店舗内における衛生管理に十分留意することとし、清掃を含め、店舗を常に清潔に保たなければならない。

ウ 事業者は、感染症等の流行に伴い感染の状況によっては、必要な感染防止対策を講

じなければならない。

エ 受変電設備その他の法定点検等による全庁一斉停電及び消防訓練等を実施することがあるので、福利厚生会と調整の上協力すること。

オ 事業者に対し、市が庁舎の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

(19) 禁止事項

ア 事業者は、施設を契約上の用途以外に使用することはできないものとする。

イ 事業者は、施設を使用する権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡すること、転貸、質入れ若しくは担保に供すること、又は名義貸し等を行うことはできないものとする。

(20) 契約の解除

福利厚生会は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、福利厚生会は、その賠償又は補償の責を負わないものとする。

ア 事業者が、契約内容に違反したとき。

イ 事業者が、応募資格を偽ること、その他不正な手段により契約を締結したとき。

ウ 福利厚生会が市から使用許可を受けている行政財産の使用許可を取り消されたとき。

(21) 原状回復

ア 契約期間の満了又は福利厚生会が前項の規定により契約を解除した場合、事業者は、直ちに営業を中止するとともに、福利厚生会が指定する期日までに施設を原状に回復し、明け渡さなければならない。

イ 事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、福利厚生会が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとする。この場合において、事業者は、何ら異議申立てをすることはできない。

(22) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰すべき事由により、施設の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、施設を原状に回復したときは、この限りではない。

イ 事業者は、施設の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

(23) 定期報告

事業者は、毎年、福利厚生会の求めるところにより、各年の4月から翌年3月までの収支状況報告書を作成し、次年度の4月10日までに福利厚生会に提出しなければならない。

また、この定期報告以外にも、福利厚生会から収支等の報告を求められた場合は、事業者はその求めに応じなければならない。

(24) 実地調査等

福利厚生会は、施設の使用に当たり、随時実地調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、事業者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(25) 条例等の遵守

施設の使用に当たっては、本要領に定めるもののほか、市及び福利厚生会の関係条例又は規則等における定めを遵守すること。

(26) その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、双方協議の上定めるものとする。

4 その他

売店に関する仕様については、本プロポーザルで選定された事業者の提案をもとに、福利厚生会と改めて協議を行い決定する。